

# 県と市の庁舎の共同利用（ワンフロア化）について

## 1 目的

東三河県庁のコンセプトの一つである「市町村とのさらなる協働」を進めるため、県と市で所管区域が同一の分野について、庁舎等を共同利用（ワンフロア化）することにより、住民の利便性の向上、県・市の事務の連携強化、施設の有効利用を図り、効果的・効率的な事務事業の実施や住民サービスの向上に資する。

## 2 内容

### (1) 新城市

- ・ 愛知県新城設楽農林水産事務所新城林務課が、新城市鳳来総合支所に移転し、新城市産業・立地部森林課と同一の庁舎内で業務を行う。（平成24年4月1日～）  
また、双方の組織が一体的サービスを行う場所の名称を「**新城森林総合センター**」（愛称：新城フォレストベース ～Shinshiro Forest Base～）とする。

### (2) 田原市

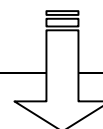
- ・ 愛知県豊川保健所田原保健分室が、田原市田原福祉センターに移転し、田原市社会福祉協議会等と同一建物内で業務を行う。（平成24年10月1日～）
- ・ 田原市産業振興部営農支援センターが、愛知県東三河農林水産事務所田原農業改良普及課庁舎に移転し、田原農業改良普及課と同一の庁舎内で業務を行う。（平成25年4月1日～）

(参 考)

各組織の現在の所在地

新城市（林業分野）

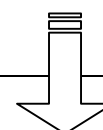
組織の名称	現在の所在地
愛知県新城設楽農林水産事務所新城林務課	新城市字石名号20番地1 (愛知県新城設楽総合庁舎)
新城市産業・立地部森林課	新城市長篠字下り箆1番地2 (新城市鳳来総合支所)



H24.4.1～  
新城森林  
総合センター

田原市（地域保健分野）

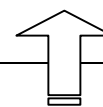
組織の名称	現在の所在地
愛知県豊川保健所田原保健分室	田原市田原町下八軒家15番地2
田原市社会福祉協議会等	田原市赤石2丁目2番地 (田原市田原福祉センター)



H24.10.1～

田原市（農業分野）

組織の名称	現在の所在地
愛知県東三河農林水産事務所田原農業改良普及課	田原市加治町南恩中7番地5
田原市産業振興部 営農支援センター	田原市赤羽根町赤土1番地 (田原市役所赤羽根市民センター)



H25.4.1～

# 新城市関係庁舎位置図



田原市関係庁舎等位置図

